

呉市からの支援要請により国が呉港の漂流物の回収等を実施  
～全国で初めて港湾法第五十五条の三の三の規定を適用～

平成30年7月豪雨により、呉港において、漂流物の回収や多数の支援船の入港等、港湾管理者の業務が非常に増加している状況です。この度、呉港の港湾管理者である呉市からの支援要請があり、国が呉港の港湾施設の一部を管理し、漂流物の回収等を実施いたします。

平成 29 年の港湾法改正（港湾法第五十五条の三の三）により、災害時に港湾管理者の要請に基づき、国が港湾施設の管理を実施できるようになりました。

平成 30 年 7 月豪雨により、呉港において、流木等の漂流物の回収や多数の支援船の入港等、港湾管理者の業務が非常に増加している状況です。

この度、呉港の港湾管理者である呉市からの支援要請があり、港湾法第五十五条の三の三に基づき、国が呉港の港湾管理者に代わって、漂流物の回収等を実施いたします。

なお、港湾法第五十五条の三の三の全国で初めての適用となります。

詳細は官報に告示する予定です。

【参考】港湾法第五十五条の三の三

- 1 国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合においては、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により港湾施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾施設の管理を自ら行う場合において、同項の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該管理の内容又は期間を変更するものとする。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により第二項の規定による告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。
- 5 第五十五条の三の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が港湾施設の管理を行う場合について準用する。

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 谷上 (46752)、太田 (46764)  
電話：03-5253-8111 (代)、03-5253-8689 (直通) FAX：03-5253-1654